

提出を忘れずに

児童扶養手当現況届と 特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず、現況届・所得状況届を提出してください。
現況届・所得状況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

《提出期間》

◎ 児童扶養手当

8月1日(木)～

30日(金)

◎ 特別児童扶養手当

8月12日(月)～

9月10日(火)

支給要件

次の条件のいずれかに該当する場合、申請により手当が支給されます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他(父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など)

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(障害児は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進のために支給される手当です。

ただし、該当する場合でも、日本国内に住所がないとき、労災や公的年金を受

けることができるとき、所得が一定額以上あるときなど、手当が支給されない場合があります。

※第2子は月額5,000円、第3子以降は、1人につき月額3,000円が加算されます。

けることができないとき、所得が一定額以上あるときなど、手当が支給されない場合があります。

表1 児童扶養手当支給額
(父または母と児童1人世帯の場合)

収入金額(年額)	支給金額(月額)
130万円未満	【全部支給】 41,430円
130万円以上 365万円未満	【一部支給】 41,420円～9,780円 ※収入に応じて支給

◆提出・問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎(84)1257

特別児童扶養手当

家庭で介護されている身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に役立てるため、児童を養育する方に支給される手当です。

受給資格

身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童(20歳未満)を養育している方。

ただし、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があ

表2 特別児童扶養手当支給額(児童1人当たり月額)

特別児童扶養手当等級	4月～9月	10月～平成26年3月
1級(重度障害児)	50,400円	50,050円
2級(中度障害児)	33,570円	33,330円

るとき、施設等に入所しているときなどは、手当が支給されません。
詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

◆提出・問い合わせ

福祉課障害福祉班
☎(84)1257

